

# 仕 様 書

## 1 事業名

令和8年度羽咋市指定ごみ袋製造および配送等業務委託

## 2 契約期間および履行期間

本業務に関する契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 3 目的

本業務は、羽咋市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造および指定取扱店への配送等を適正に遂行することを目的とする。

## 4 業務内容

本業務を適正に遂行するため、以下に必要な事項を定める。

### （1）指定ごみ袋の製造業務について

#### ① 規格

##### ア 材質

低密度ポリエチレン（LDPE）

炭酸カルシウムを配合していないこと、また焼却時に有毒な物質が発せさないものとする。

さらに、二酸化炭素の削減による温室効果ガスの削減を目的として、植物由来のポリエチレン（バイオマスポリエチレン）を10%以上使用することとし、一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマークおよび認定番号を本体に表示すること。

##### イ 強度および厚み

指定袋の材質の強度および厚みの下限値は、全ての試験片において以下のとおりとする。

縦方向（MD）300kgf/c m<sup>2</sup>以上（重量キログラム）

横方向（TD）250kgf/c m<sup>2</sup>以上（重量キログラム）

厚み 0.035 mm以上

ガゼットおよび平シールは、6 kg以上の重さに耐えられるものとする。

引張試験は、袋の3片の測定し、各々とその平均値のすべて仕様を満たすこと。また、厚みについては10点測定平均値が仕様を満たすこと。

以上の項目については、袋の製造後、速やかに種類ごとに試験を行い、成績書の原本を羽咋市に提出すること。試験機関は、第三者機関とし、試験実施にあたっては試料名が判別できるようにすること。強度および厚みの試

験結果は、各種類の袋ごとに一枚の成績書にまとめること。

ウ 形状

手提袋（ガゼット・ベロ付）

エ 透明度

半透明（内容が識別できる程度）

オ 寸法

大の袋(45㍓相当)縦 800 mm×横 450 mm／650 mm×厚さ 0.035 mm以上

中の袋(20㍓相当)縦 600 mm×横 330 mm／500 mm×厚さ 0.035 mm以上

小の袋(10㍓相当)縦 500 mm×横 240 mm／400 mm×厚さ 0.035 mm以上

カ 品質

袋の外観は均質で、むらや異物混入、ピンホールがなく、使用上支障がないこと。また、形状は均等で、切断部などの仕上げが良好であること。あわせて、通常の使用および保管において破損や品質劣化が生じないこと。

キ 袋の色

家庭用 黄色（カラス対策の被害防止措置を講じたものとする。）

事業用 赤色

ただし、具体的な色の決定は色見本により羽咋市の指定する色とする。

ク 袋の文字の色

黒色

顔料その他に鉛を使用しないこと。大気汚染を考慮し塩素を含まない顔料を使用すること。

また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

ケ 図案および表示

羽咋市が指定する図案および表示を用いること。ただし、詳細については事前に羽咋市と協議すること。

② 計画数量

ア 袋の年間作成計画数量は下記のとおりとする。

784,000枚／年

（内訳）

大の袋 家庭用 560,000枚

中の袋 家庭用 180,000枚

小の袋 家庭用 29,000枚

大の袋 事業用 15,000枚

ただし、数量については、取扱実績に応じて変更することもあるため、羽咋市と協議すること。

イ サンプルの提出期限

1) サンプルの提出期限は令和8年5月11日とする。

### ③ 外装

ア 各種指定袋は、10枚1組で外装袋に入れること。

イ 材質 低密度ポリエチレン (LDPE)

ウ 形状 平方袋

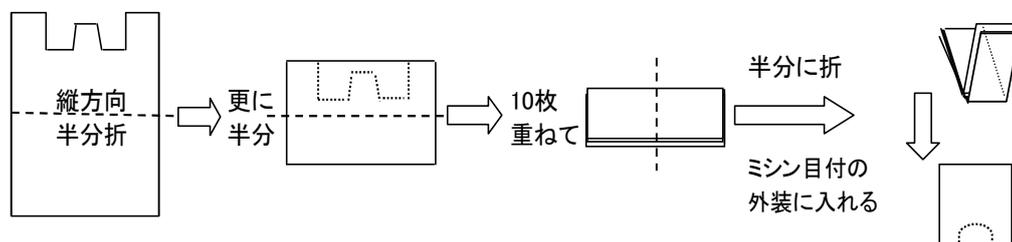
エ 色・透明度 半透明

オ 文字の印刷色

片面1色印刷とし、具体的な色決定は、色見本により市の指定する色とする。外装のインキは、本仕様書4(1)①クを準用する。

カ 寸法

1) 外装袋から中の袋が1枚ずつ無理なく取り出せるように、中の袋の折り方や取り出し口の位置を適切なものにする。



2) 外装の取り出し口に楕円のミシン目を付けること。

3) 外装袋の縦横の寸法は、収納物に比べ、不均衡な大きさにならないようにすること。

4) 外装袋に入った状態で、店頭などに重ねて陳列したときに、できるだけ崩れにくくなるように製造すること。

5) 外装袋の厚さは0.025mm以上とする。

以上は、事前に羽咋市と協議すること。

キ 計画数量

78,400組/年

ただし、数量については、取扱実績に応じて変更することもあるので、羽咋市と協議すること。

ク 図案および表示

市の指定する図案および表示を用いること。

家庭用品品質表示法に基づく表示、取扱上の注意、枚数、JAN(ジャン)コード(バーコード)等を表示すること。なお、JAN(ジャン)コードは受託者の責任において取得すること。

### ④ 梱包

ア 梱包は基本的にダンボール箱とし、1箱50組とする。

イ ダンボール箱の文字表示については、容易に区別がつくものとし、事前に羽咋市と協議すること。

### ⑤ 納品期限

令和8年6月10日までに、計画数量を作成し、在庫管理場所へ納品する

こと。

⑥ 検査

納品後、6月の配送の開始前に羽咋市による検査を受けること。

(2) 配送業務について

① 取扱店

35店舗（令和8年4月見込数）

ただし、契約途中に取扱店舗数の増減があることを考慮しておくこと。

② 保管・配送品目および年間見込数量

前年度在庫および今年度製造分を含む。

ア 家庭用 大の袋(45ℓ相当) 1箱10枚入り×50組

1) 保管数 (最大見込) 1,480箱

2) 配送数 1,120箱

イ 家庭用 中の袋(20ℓ相当) 1箱10枚入り×50組

1) 保管数 (最大見込) 430箱

2) 配送数 360箱

ウ 家庭用 小の袋(10ℓ相当) 1箱10枚入り×50組

1) 保管数 (最大見込) 68箱

2) 配送数 58箱

エ 事業用 大の袋(45ℓ相当) 1箱10枚入り×50組

1) 保管数 (最大見込) 30箱

2) 配送数 30箱

③ 配送頻度

取扱店への配送は月1回とするが、具体的には市と協議して決定した年間計画に基づくこと。なお、繁忙期や緊急時には柔軟に対応すること。

④ 最小受注単位

1取扱店当たり、1箱50組単位とする。

⑤ 受注方法

羽咋市の専用発注用紙をFAX又はインターネットを用いて受信することにより受注するものとする。また、取扱店からのFAX、インターネット受注は24時間対応とすること。

⑥ 受注開始期日

取扱店からの受注開始日は、令和8年4月1日からとする。

⑦ 発注・納品

取扱店からの発注は原則毎日とし、取扱店への納品はその発注日以後の発送納品日に行うこと。ただし、発注日、配送納品日の具体的な日程は、羽咋市と協議して決定した年間計画に基づくこと。

⑧ 納品開始日

取扱店への納品開始日は、令和8年4月1日からとする。

- ⑨ 前年度在庫の配送  
指定ごみ袋を取扱店へ納品する際は、前年度の在庫から先に配送すること。
- ⑩ 納品書等  
指定ごみ袋を取扱店に納品したときは、羽咋市の確認を得た様式の3枚綴りの納品書を使用し、市控え用受領書と受託者控え用受領書にそれぞれ取扱店の受領印またはサインをもらい、納品書控えを取扱店に渡すこと。受託者は、受領印またはサインのある納品書を3年間保管しておくこと。
- ⑪ 実績報告書の提出  
受注実績と取扱店への納品実績の1か月分をまとめた実績報告書に市控え用受領書を添付し、翌月の5日までに羽咋市に速やかに提出すること。実績報告書の様式は羽咋市と協議し決めることとし、提出方法はメール等で行うこと。

### (3) 在庫管理業務について

- ① 在庫管理場所  
在庫管理場所については、その所在地を事前に羽咋市に報告すること。
- ② 在庫管理数  
在庫管理は出荷状況を常に注視し、欠品が発生しないよう徹底すること。また、不測の事態に備え、指定袋は十分な数量を確保し、受け入れから保管まで厳重に管理すること。
- ③ 在庫管理報告書の提出  
毎月5日までに、前月末時点の指定袋の製造数、取扱店への納品数および在庫管理数を記載した報告書を羽咋市へ提出すること。
- ④ 在庫保管倉庫および生産工場のセキュリティ確保  
盗難や情報流出を防止のため、警備会社と契約のうえ、入退室管理や巡回監視カメラの運用などを含めた総合的なセキュリティ管理を徹底すること。
- ⑤ 在庫の引継ぎ  
本業務を円滑に遂行するため、受託者は令和8年3月31日までに前受託者から指定袋の在庫および在庫管理表を引き継ぎ、これを保管および配送するものとする。  
また、受託者は令和9年3月31日までに、指定袋の在庫および在庫管理表を次受託者へ配送し、あわせて引き継ぎを完了するものとする。

## 5 委託料の支払い

指定ごみ袋の製造業務に係る委託料は、羽咋市の検査が完了した後に、羽咋市へ請求するものとする。

配送業務および在庫管理業務に係る委託料は、最終月の「実績報告書」を羽咋市が確認をした後に支払うものとする。ただし、支払いは羽咋市が請求書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

## 6 契約およびその他事項

- (1) 入札は、各業務の合計額を比較して行うものとする。
- (2) 指定袋および外装袋のデザイン等に関する著作権および意匠権は、羽咋市に帰属する。
- (3) 指定袋について市民や事業所よりクレーム等があった場合、受託者は誠意をもって対応、クレーム対象品を直接回収のうえ代替品と交換すること。対応後は、不良品の原因調査報告書および対応結果報告書を羽咋市に提出すること。業務期間満了後であっても同様とする。
- (4) 受託者が特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法等を使用する場合、その使用に関する一切責任を負うものとする。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ誠意をもって解決するものとする。



## 令和 8 年度羽咋市指定ごみ袋製造および配送等業務委託設計書

### 事業費内訳

費目 工種 種別 細別・規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
指定袋製造業務					
羽咋市指定ごみ袋 家庭用 大(45リットル)					
縦800mm×横450mm/650mm×厚さ0.035mm以上	枚	560,000			
羽咋市指定ごみ袋 家庭用 中(20リットル)					
縦600mm×横330mm/500mm×厚さ0.035mm以上	枚	180,000			
羽咋市指定ごみ袋 家庭用 小(10リットル)					
縦500mm×横240mm/400mm×厚さ0.035mm以上	枚	29,000			
羽咋市指定ごみ袋 事業用 大(45リットル)					
縦800mm×横450mm/650mm×厚さ0.035mm以上	枚	15,000			
配送業務及び在庫管理業務	一式	1			
小 計					
消費税					
合 計					